

令和7年1月24日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市議会議員 桃井 弘子

文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

伊賀市行政組織条例の一部改正について

令和6年第2回伊賀市議会定例会令和7年1月緊急会議において提出のあった「議案第3号 伊賀市行政組織条例の一部改正について」は、同日開催の総務常任委員会での審査の後、本会議にて可決、成立したところである。

同委員会での審査において、当局から「課が増えることから所属長はプラスとなる。職員数は全体で増えるわけではない。」、「課長職に相当する職員は2人である。」、また「事業の廃止などにより、現行の配置が必要なくなったところから増員になっていくという方法になることから、会計年度任用職員を置くことは考えていない。」との答弁があった。

課長職に相当する職員が増えることは、人件費の増額につながるものとする。さらに、公共・人づくりに関する業務や未来の山づくりに関する業務については、既存の分掌事務になかった事務を分掌するものもあることから、現状の正規職員数及び会計年度任用職員数の増員及びそのことに伴う人件費の増額に対する懸念が生じる。

また、当該条例の一部改正による行政組織の変更に伴い、関連する他の様々な条例の改正が必要になると考えるところ、関連条例を改正する条例が当該条例と時期を同じくして提出されなかったこと、あるいは同時期に提出しなかったことについて説明や言及がなかったことについては、二元代表制の一翼の議会に対して、つまり市民の代表に対して、費用対効果を含めての説明や言及がなかったことは、市民(納税者)を愚弄するものであると言わざるを得ない。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

- 一 行政組織の変更に伴う、人件費への影響額について示されたい。
- 二 行政組織条例の改正と時期を同じくして関連条例を改正する条例が提出されなかった理由について示されたい。また、同時期に提出しなかったことについて説明や言及がなかった理由について示されたい。

